

あきる野市行政改革への提言（案）

平成21年 月

あきる野市行政改革推進市民会議

はじめに（あきる野市行政改革推進市民会議 委員長 近藤智孝）	1
I 基本事項 ～市民に開かれた行政の推進を～	
1 協働のまちづくり	2
2 市政情報の透明化	2
3 環境共生の取組	2
II 個別事項 ～財政健全化の視点で～	
1 歳入の増加策	3
(1) 企業誘致の促進	3
(2) 寄附制度の充実	3
(3) 不用財産の積極的な処分	3
(4) 有料広告の拡大	3
(5) 法定外税の導入の検討	3
2 市政情報の活用	4
3 事務事業の見直し	4
4 財政運営の対応	4
5 施設管理関係	5
(1) 公共施設のあり方	5
(2) 利用者の実態把握と利用増加策	5
(3) 管理運営の実態の周知	5
(4) 施設使用料	5
(5) 指定管理者制度	5
(6) 市営住宅	5
(7) 個別施設	6
① 五日市地域交流センター	6
② アートスタジオ五日市	6
6 人材育成と人事管理	7
(1) 人材の育成	7
(2) 人件費	7
(3) 採用計画	7
7 補助金関係	7
8 報酬関係	7
III 議員報酬	8
おわりに（あきる野市行政改革推進市民会議 副委員長 岡野哲史）	9

はじめに

あきる野市行政改革推進市民会議は、地方行政を取り巻く極めて厳しい社会経済情勢の変化に的確に対応し、市が取り組む行政改革の推進に市民の意見を反映するため、公募の市民や各種団体の代表者などの14人からなる組織である。

委員は、行政への関わり方が異なることから、市の財政状況や行政改革の取組、市内施設の状況など、市の現状把握に努めた上で、厳しい財政状況を踏まえ、歳入の確保策、職員数と人件費、指定管理者制度の運用、補助金の削減などを中心的なテーマとして、各委員の自由な発想のもとで議論し、これまで出された意見を市民会議の提言として取りまとめた。

取りまとめに当たっては、市（行政）に対するもののほか、様々な意見が出された議会（議員報酬）に関するものについても、項目を別にして記述した。

今後、市では、この提言をもとに、平成22年度から平成24年度までの行政改革の指針を策定するわけであるが、市民会議の提言に実効性を持たせるため、取組スケジュールや所管課を明確にした上で、市長を先頭にすべての職員が改革改善の意欲を持ってこれに取り組まれることを切に希望する。

あきる野市行政改革推進市民会議
委員長 近藤智孝

I 基本事項 ～市民に関かれた行政の推進を～

1 協働のまちづくり

社会経済情勢の変化に伴い、市民の生活や価値観も変化し、市民ニーズの多様化・高度化に伴う行政サービスが増大する中、行政だけではすべての市民ニーズにきめ細かに対応するのが困難な状況になっている。

様々な地域課題や市民ニーズに的確に対応し、新しいまちづくりを進めるためには、市民と行政が対等のパートナーとして、それぞれの担うべき役割と責任を明らかにした上で、地域の公共的課題の解決に向けて共に考え、互いに補完・協力して行動する「協働のまちづくり」が求められている。

さらに、行政改革の推進には、行政だけでなく、市民の意識、市民力の改革も必要であり、また、市の財政健全化を進めるため、市民レベルで何ができるか考えることが重要である。

このため、次に掲げる「市政情報の透明化」等の取組を進める中で、市民のまちづくりへの参画意識の高揚を図るとともに、市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、協働の考え方や行政が期待する協働の事業等を明らかにすること。

2 市政情報の透明化

市が取り組んでいる事業や財政状況、施設の利用状況などの市政情報については、市の広報紙やホームページ、事務報告書、決算書などにより公表されているが、その内容は専門的で市民にとって分かりにくいものである。

市民と行政による協働のまちづくりを進めていく上では、市が保有する情報を積極的に市民に提供し、その共有化を図ることより、市政情報の透明化を実現し、市民が市政に関心をもてるようにすることが必要である。

市政情報の透明化により、公正で開かれた行政運営を進めるとともに、市政への信頼を確保し、市民サービスの質的な向上につなげていくことが重要である。

特に、各種事業の目的や効果、市の財政状況などについて、分かりやすく正確な情報を市民に提供し、市の説明責任を果たすこと。

3 環境共生の取組

現在、市では、公共施設におけるエコ活動に取り組んでおり、電気や燃料などの削減に向けた冷暖房の設定温度の管理徹底や一般廃棄物の減量などを実施しているところであるが、経費削減の観点からもなお一層の推進を図ること。

特に、地球温暖化対策については、国において、2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減する新たな中期目標を国際公約しており、市においても、国が進めている温暖化対策等の取組を受け、吸収源となる森林の整備などとともに、リユース・リサイクル・リデュース（3R）の推進などによるごみの減量化や太陽光発電設備の導入などの新エネルギー対策の推進などに取り組んでいくことが大切である。

Ⅱ 個別事項 ～財政健全化の視点で～

1 歳入の増加策

(1) 企業誘致の促進

旧秋川高校跡地などの特定地区へ企業を誘致し、産業の振興や雇用の促進を図ることにより、市税の根幹をなす市民税（個人・法人）の増収を図るため、進出企業に対する奨励措置制度を導入すること。

※ 特定地区が市街化調整区域の場合、企業誘致に当たっては、市街化区域への編入が前提になることから、固定資産税等が増収となる。このため、市街化区域への編入に際しては、市街化区域並みに宅地化が進んでいる市街化調整区域がないか検証し、あわせて対応すること。

(2) 寄附制度の充実

使用目的を明確にした上で寄附金を集い、一定額に達した段階（基金）で、事業実施する制度を確立すること。

〔例〕 市の自然環境に関する具体的な取組（郷土の恵みの森等）を広くPRし、取組を支援したいという企業や個人からの寄附を集い、寄せられた資金をもとに、森林の保全と整備等を実施する。

(3) 不用財産の積極的な処分

廃道敷地や旧水路敷地などの不用財産については、積極的に処分を行い、自主財源の確保を図ること。

(4) 有料広告の拡大

広告収入の増加を図るため、広告媒体を拡大するとともに、モニター広告を導入すること。

※ モニター広告とは、市民課の窓口フロアなどにTVモニターを設置し、広告とあわせて市政情報（全体の1/4程度）を放映する広告事業である。設置者は、設置費や制作費（広告の募集）を負担し、市に施設の使用料を納付するもの。

(5) 法定外税の導入の検討

地方公共団体が条例により独自に定めることが可能な法定外税の導入について検討すること。

2 市政情報の活用

市民サービスの向上や市の政策形成等の推進のためには、行政運営に資する様々な情報やデータを選択、収集するとともに、各所管課が保有するデータなどの市政情報を全市的に収集し、これらを一元的に分類・管理することにより、積極的に活用できる仕組みを構築していく必要がある。

また、このような市政情報等は、市民に対して分かりやすく開かれたものとなっている必要がある。

このため、行政運営に係る様々な市政情報を一元的に収集し、市民や団体、企業、教育機関など、市民にとって活用しやすいよう分類・整理するとともに、表現等を工夫するなどして、積極的に情報提供に努めること。

3 事務事業の見直し

地方分権の推進や社会経済情勢の変化に適切に対応し、限られた財源の中で時代のニーズにあった真に必要な市民サービスを提供するためには、行政の責任領域を改めて見直し、行政効率や効果、関与の必要性、受益と負担の公平性の確保等の視点から、一層の事務事業の見直しに努める必要がある。

所期の目的を達成した事務事業や実情に合わなくなったもの、事業効果の小さいものについては、休廃止、縮小、統合等を進め、また、市の関与の必要性が薄くなり、関係団体等に委ねることが適当な事業については、早期に対応を進めること。

このような取組により事務量を縮減するとともに、職員数と人件費の削減を実現し、これにより生まれた財源については、新たな行政課題に対応したまちづくりの推進に活用すること。

なお、市民に対し、常日ごろから事務事業に要する経費やその効果などの情報提供に努め、事務事業の整理統合等に対する市民意識の醸成を図ること。

4 財政運営の対応

起債については、耐用年数の長い施設等の建設のための「借入金」として、財政負担の年度間調整を図り、将来の住民にも負担してもらうという「世代間負担の公平」という性格を持つものであり、国や東京都の許可を受け、計画的に予算化をして執行しているものである。

しかしながら、近年の厳しい社会経済状況の中、これに過大に依存した財政運営については、毎年の公債費（借入金の返済金）が財政を圧迫するとともに、次世代の大きな負担になることから、公債費比率の数値目標を設定し、慎重に対応すること。

5 施設管理関係

市には、様々な公共施設があり、その目的や利用者も多種多様であるが、施設にはそれぞれ条例により設置目的が定められており、原則としてその目的以外には使うことはできない。

しかしながら、施設の有効活用を考えた場合、時代の変化とともに、施設の利用目的を再考し、より市民に利用される施設にすることも必要であり、市として公共施設のあり方を検討し、明確にしていくことが必要である。

(1) 公共施設のあり方

本市は、合併を経験していることから公共施設の整備水準が比較的高く、その管理運営には大きな財政負担が伴っており、良好な施設サービスを継続的に提供するためには、身の丈にあった施設水準への再編や有効活用の推進とともに、長期的な視点で修繕等の維持管理を適切に実施していく必要がある。

このため、真に必要な施設を効果的に活用し、大切に長く利用するという観点から、施設の適正配置を含む公共施設のあり方を整理し、対応すること。

(2) 利用者の実態把握と利用増加策

各施設における利用者の推移や利用者の声を把握、分析した上で、施設経営の観点で利用者数や利用率などの目標設定をするとともに、利用者の視点で運営方法等の改善策を検討し、施設利用者を増やすための方策を実施すること。

(3) 管理運営の実態の周知

施設の利用者数や使用料（減免を含む。）、管理運営経費とともに利用率の向上に向けた取組など、施設の管理運営の実態を市のホームページ等に掲載することにより、市民に対して積極的に周知していくこと。

これにより、施設の利用者だけではなく、利用していない市民を含め、様々な角度からの意見を得るためにも、正確で十分な情報提供をすることは重要である。

(4) 施設使用料

受益者負担の観点から、施設使用料の額や減額・免除の対象者等について、検討すること。

これにより、使用料の額や減免基準の見直しをする場合、その考え方や算出根拠、基準等を明らかにし、市民の意見を求めた上で対応すること。

(5) 指定管理者制度

公の施設の管理運営については、利用者へのサービスの向上と経費の削減を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、現在、14施設において指定管理者が管理運営を行っている。

各施設における管理運営状況については、各年度の事業報告等を基に評価等を実施し、その結果を市のホームページで公表しているところであるが、透明性の確保と更なるサービスの向上を図るため、指定管理者の管理運営に係るモニタリング手法を整備すること。

※ モニタリングとは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則、協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているか確認する手段である。安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視（測定・評価）し、確認内容の等の公表を行うとともに、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理運営が適当でないと認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組みのこと。

（６）市営住宅

老朽化した市営住宅については、新たに建替えることより、民間住宅を借上げる方式や家賃を補助する方式の方が、市財政の負担が少なく、効率的で有効的であるという意見と、移転等に伴う市営住宅の入居者の意向（権利）を考慮する必要があるという意見があった。

「なぜ、建て替えを行うのか。」について、市としての明確な考え方や財政計画を示した上で、総合的に判断して対応すること。

（７）個別施設

① 五日市地域交流センター

五日市地域の交流の拠点施設である五日市地域交流センターは、利用者の状況や利用実態を把握するとともに、地域特性を十分に踏まえた上で、地域の活性化に寄与する施設としての有効活用を早期に実施すること。

② アートスタジオ五日市

アートスタジオ五日市は、平成5年から国内外の若手アーティスト（版画家）を招聘し、芸術活動を行う機会と場所を提供する事業で利用しているが、利用期間は1年のうちの3か月間であり、その運営は運営委員会に委託しているものである。

このため、施設の事業効果を明確にした上で、施設や事業のあり方を検討し、地域の活性化に寄与する施設として有効活用すること。

6 人材育成と人事管理

(1) 人材の育成

職員に対する人事考課の実施とその結果の処遇への反映については、既に、市として取り組んでいるところであるが、なお一層の取組を進めるとともに、特に、職員給与については、職員の能力と実績に見合ったメリハリのある人事評価制度の運用を図るなど、職員のやる気を喚起するシステムとして構築する必要がある。

また、時代の変化に対応し、新たな課題に適切に対処できる人材の育成に努め、職員の士気の高揚と緊張感の持続をさせる職場環境の構築を進めること。

(2) 人件費

定員適正化計画に基づき職員数は減少しており、一定の評価をするところであるが、非常勤の職員や嘱託員を含め、全体の人数とともに人件費を削減していく必要がある。

このためには、各部署における業務構造の特性を把握し、業務の効率化や有効性の観点から業務改善を進めるなど、事務事業の見直しを進め、業務量に応じた適正な人員配置に努めること。

(3) 採用計画

短期的に人件費を減らすことも重要だが、職員の年齢構成が偏った状況にあることから、長期的視点に立った職員の採用計画を立て、計画的に対応すること。

7 補助金関係

市では平成21年度予算において緊急的措置として補助金の一律削減を実施したが、今後は、補助団体や補助金の性格によりメリハリある対応を基本とする。

補助金の実績報告をもとに、活動内容が補助の目的に適合しているか、また、適正に執行されているかなど、執行状況等を確認の上、適切でないと判断されるものについては、団体に確認の上、指導、削減等の対応をすること。

8 報酬関係

行政委員会のうち、月額としている報酬に関して、実際の活動状況と報酬額について疑問を感じる。月額制であることを含めて、金額の算出根拠を説明できるようにすること。

Ⅲ 議員報酬

市議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員で構成され、市民に代わってその声を市政に反映することにより、市の意思を決定する議決機関である。また、執行機関である市長や教育委員会等に対し、独立、対等の立場で相互に牽制しながら、政策決定及び事務の執行についての監視、評価等を行うとともに自らも政策立案、政策提言を行う権限が与えられている。

市民会議における人件費や報酬に関する議論では、市財政が厳しい状況の中、市民や団体、行政自身が様々な経費削減策に取り組んでいることを踏まえ、市政に対し大きな責任を有する議員の報酬に関して、数多くの意見があった。

議員報酬の議論では、議員の議会活動の把握が前提であるが、議会報や議事録等だけでは市民に活動内容が分かりにくいことから、議会活動等について、なお一層の情報開示に努めていただくよう要望するものである。

おわりに

昨年12月の市民会議の設置以来、延べ〇〇回の会議では、聖域を設けることなく、様々な行政課題について、市民の自由な発想のもと、素朴な疑問を行政に投げかけるような形で議論を進め、提言として取りまとめました。

近年の厳しい財政状況から、検討に当たっては、財政の健全化に寄与する事項に軸足を置いて議論しましたが、市民サービスの向上や新たな展開など、行政が真摯に取り組まなければならない課題は山積しております。また、時代とともに市民が求める要求は多様化、高度化しており、市はそれらを敏感に察知し、臨機応変に取り組む責務があると考えます。

その一方で、提言にうたいました市民との協働については、既に、市でいくつかの取組を進めているところですが、この取組は行政側に自覚と責任の増大を意味するのと同時に、市民の側にも自覚と責任が生ずるものであります。特に、市政情報の透明化による市民との情報の共有化については、公正な行政運営や市政への信頼確保にもつながるものであり、市民との協働のまちづくりの基礎になるものと考えております。

最後に、今後、行政改革の取組を進めるに当たっては、常に、「どうすれば実現できるか。」という視点で、スピード感をもって対応することを強く望むとともに、この提言を「絵に描いた餅」としないためにも、市民会議として、行政改革の進捗状況を検証していきたいと考えております。

あきる野市行政改革推進市民会議
副委員長 岡野 哲史